

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：吉野町簡易水道事業特別会計

事業名	吉野町簡易水道事業		
事業開始年月日	昭和39年9月28日	地方公営企業法の適用・非適用	☐ 適用 ☒ 非適用
団体名※	吉野町	職員数※（H19. 4. 1現在）	2. 7 5人
構成団体名			

注 1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	93（H18）	公営企業債現在高（百万円）	519
累積欠損金（百万円）		利益剰余金又は積立金（百万円）	82
不良債務（百万円）		財政力指数※	0.288（H18）
資金不足比率（％）		実質公債費比率※（％）	18.2（H19）
		経常収支比率※（％）	96.4（H18）

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

☐ 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
☐ 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
☒ 該当なし

〔合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村： 〕

注 1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
3 ☐にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	吉野町簡易水道事業健全化計画
計 画 期 間	平成19年～23年
計画策定責任者	福井良盟
既存計画との関係	健全化計画のみ
公表の方法等	平成19年12月議会予算決算委員会で報告予定・吉野町役場ホームページ掲載
基 本 方 針	現在、7簡易水道と2飲料水供給施設があり、料金体系が全て異なり、運営・管理も地元管理と町管理があり複雑化している現状を全て町が管理し、また老朽化が著しい簡易水道の早期改良に努め、料金の統一化と、安全でおいしい飲料水の確保と、水道施設の統合計画による、経費削減に努めることを基本方針とする。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

1 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		年利５％以上６％未満	年利６％以上７％未満	年利７％以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額			38,272	38,272
	補償金免除額			8,275	8,275
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成１９年度末における年利５％以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利５％以上６％未満 （平成21年度末残高）	年利６％以上７％未満 （平成20年度末残高）	年利７％以上 （平成19年度末残高）	合 計
公 営 企 業 債	簡易水道事業			38,272	38,272
合 計 (A)				38,272	38,272
※上記のうち 一般会計負担分 （再掲）					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)				38,272	38,272

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利５％以上６％未満 （平成21年度末残高）	年利６％以上７％未満 （平成21年度末残高）	年利７％以上 （平成20年度9月期残高）	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※上記のうち 一般会計負担分 （再掲）					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利５％以上６％未満 （平成20年度9月期残高）	年利６％以上７％未満 （平成20年度9月期残高）	年利７％以上 （平成19年度末残高）	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※上記のうち 一般会計負担分 （再掲）					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

- 注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財 務 上 の 特 徴	7簡易水道と2飲料水供給事業があり、ここの単独決算と、料金制度が存在する。この9施設を2.75人の職員が施設管理と会計管理を行うかわり、約13百万円の人件費を負担していただいている。18年度の単独決算を精査すると、6簡易水道は建設改良に係る起債の一般会計からの繰入金がありますが、収益収支はすべて黒字となっていますが、飲料水供給施設の収益収支の赤字及び起債償還の繰入が13百万円となっており、簡易水道会計を圧迫しています。現在1簡易水道の改良工事を施工していますが、起債の元金償還が始まると、約12百万円の一般会計からの繰入金が必要となってきます。また2簡易水道の改良工事が急務な状況にあるのですが、吉野町の財政状況を考慮すると建設に着手できず、苦慮しています。
経 営 課 題	課 題 ① 水道料金の統一化 水道使用量が1m3 当り最低52.5円から最高241.5円とかなりの格差があり、低い料金を段階的に引き上げる予定です。
	課 題 ② 簡易水道の統合 現在7簡易水道がありますが、2簡易水道は上水統合へ、残りは3簡易水道に統合する計画です。
	課 題 ③ 経費の節減（人件費含む） 2簡易水道の老朽化が著しく、配管の漏水・取水設備・浄水設備の故障が度重なり、施設を更新しないと、経費の節減は無理な状況です。この施設が更新されると、人件費の削減も可能と考えています。
	課 題 ④
	課 題 ⑤
留 意 事 項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

III 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（１）収益的収支、資本的収支

（単位：千円，％）

年 度			平成14年度 (計画前5年度) (決 算)	平成15年度 (計画前4年度) (決 算)	平成16年度 (計画前3年度) (決 算)	平成17年度 (計画前々年度) (決 算)	平成18年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
区 分												
収 益 的 収 支	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	94,185	86,704	88,567	86,032	79,184	77,392	76,815	76,892	78,861	81,045
		(1) 営 業 収 益 (B)	67,922	67,544	69,733	71,210	65,583	64,271	66,307	65,312	67,548	69,862
		ア 料 金 収 入	67,922	67,238	69,733	71,210	65,577	64,271	66,307	65,312	67,548	69,862
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)										
		ウ そ の 他		306			6					
		(2) 営 業 外 収 益	26,263	19,160	18,834	14,822	13,601	13,121	10,508	11,580	11,313	11,183
		ア 他 会 計 繰 入 金	9,019	15,992	15,203	13,682	13,172	12,921	10,308	11,380	11,113	10,983
		イ そ の 他	17,244	3,168	3,631	1,140	429	200	200	200	200	200
	収 益 的 支 出	2 総 費 用 (D)	73,974	53,631	58,180	67,531	71,739	75,901	72,775	70,001	68,697	68,679
		(1) 営 業 費 用	56,543	37,315	42,766	52,103	57,077	59,245	55,907	56,070	56,235	56,401
		ア 職 員 給 与 費	10,656	5,231	5,256	13,436	15,450	16,200	16,362	16,525	16,690	16,856
		ウ ち 退 職 手 当										
		イ そ の 他	45,887	32,084	37,510	38,667	41,627	43,045	39,545	39,545	39,545	39,545
		(2) 営 業 外 費 用	17,431	16,316	15,414	14,682	14,662	16,656	16,868	13,931	12,462	12,278
		ア 支 払 利 息	17,431	16,316	15,414	14,682	13,897	16,047	16,269	13,341	11,881	11,706
		ウ ち 一 時 借 入 金 利 息										
		イ そ の 他					765	609	599	590	581	572
	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		20,211	33,073	30,387	18,501	7,445	1,491	4,040	6,891	10,164	12,366
資 本 的 収 支	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	9,746	157,026	304,639	439,211	173,379	177,519	14,021	14,900	14,986	17,713
		(1) 地 方 債		69,400	149,300	254,300	104,500	119,000				
		(2) 他 会 計 補 助 金	9,746	13,297	26,743	24,318	18,358	21,075	14,021	14,900	14,986	17,713
		(3) 他 会 計 借 入 金										
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金										
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金		48,084	100,886	132,863	31,461	37,444				
		(6) 工 事 負 担 金		17,494	22,040	27,730	19,060					
		(7) そ の 他		8,751	5,670							
	資 本 的 支 出	2 資 本 的 支 出 (G)	30,552	169,382	318,237	453,802	186,406	181,924	23,093	22,743	23,348	26,630
		(1) 建 設 改 良 費		152,183	303,714	435,951	166,057	159,485				
		ウ ち 職 員 給 与 費		9,090	14,695	9,189						
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	21,171	17,199	14,523	17,851	20,349	22,439	23,093	22,743	23,348	26,630
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金										
	資 本 的 支 出	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	9,381									
		(5) そ の 他										
	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 20,806	△ 12,356	△ 13,598	△ 14,591	△ 13,027	△ 4,405	△ 9,072	△ 7,843	△ 8,362	△ 8,917

(単位:千円, %)
[illegible]

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

[illegible]

(3) 経営指標等

(単位: %)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)		71.39	95.34	95.91	83.40	71.21	94.69	102.57	98.80	107.63	111.20
総収支比率 (法適用) (%)											
経常収支比率 (法適用) (%)											
営業収支比率 (法適用) (%)											
累積欠損金比率 (法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率 (法非適用) (%) (再掲)		103	124	120	105	92	84	86	92	97	100
不良債務比率 (法適用) 又は 赤字比率 (法非適用) (%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分 (%)	9.58	18.44	17.17	15.90	16.63	16.70	13.42	14.80	14.09	13.55
	うち基準内繰入金 (%)	8.37	8.59	7.99	7.91	7.61	10.37	10.59	8.67	7.53	7.22
	うち基準外繰入金 (%)	1.21	9.85	9.18	7.99	9.02	6.33	2.83	6.13	6.56	6.33
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)										
	うち赤字補てんのもの (%)	1.21	9.85	9.18	7.99	9.02	6.33	2.83	6.13	6.56	6.33
	資本的収入分 (%)	100.00	14.04	8.78	5.54	10.59	11.87	100.00	100.00	100.00	100.00
	うち基準内繰入金 (%)	100.00	5.48	2.55	2.04	5.87	6.32	82.35	76.32	77.90	75.17
	うち基準外繰入金 (%)		8.56	6.23	3.50	4.72	5.55	17.65	23.68	22.10	24.83
	うち赤字補てんのもの (%)										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／（営業収益－受託工事収益）×100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／（営業収益－受託工事収益）×100

(2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用×100

(3) 経常収支比率 (%)＝経常収益／経常費用×100

(4) 営業収支比率 (%)＝（営業収益－受託工事収益）／（営業費用－受託工事費用）×100

(5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／（営業収益－受託工事収益）×100

(6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／（総費用＋地方債償還金）×100

(7) 不良債務比率（又は赤字比率） (%)＝不良債務（又は実質赤字額）／（営業収益－受託工事収益）×100

(8) 繰入金比率 (%)＝収益的収入に属する他会計繰入金（又は資本的収入に属する他会計繰入金）／収益的収入（又は資本的収入）×100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業（簡易水道事業を含む）、工業用水道事業及び下水道事業（下水道事業にあっては使用料回収率）について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%)＝供給単価※1／給水原価※2×100

※1 供給単価 (円/㎡)＝給水収益／年間総有収水量（工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの）

※2 給水原価 (円/㎡)＝（経常費用－（受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金（水道事業のみ）））／年間総有収水量（工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの）
但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝（経常費用－（受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費）＋企業債償還金）／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝（総費用－（受託工事費＋基準内繰入金）＋地方債償還金）／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%)＝使用料収入／汚水処理費×100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	7簡易水道および2飲料水供給施設がありますが、全て独立採算性をとっています。一般会計からの繰入金が多い飲料水供給施設は、1m3当りの水道料金が241.5円と高く、また、水道料金が1m3当り52.5円で繰入金が発生しない黒字の簡易水道もあり、水道料金の値上げには地元住民の理解が必要ですが、町内の水道料金の統一化という方針から低い水道料金の簡易水道から順次値上げしていく方針です。
2 他会計繰入金の見込み	吉野町の財政は非常に厳しい状況ですが、平成8年以前建設の水道施設は建設費用として、国庫・県補助を除く費用の半分を地元住民に負担していただいた経緯もあり、この建設時の地方債の負担は町負担分であり、起債償還の繰入は必要不可欠であると財政担当も認識していただいています。外注修理・及び管理など、職員で行い、一般会計からの繰入を削減できよう努めていきたいと考えています。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減 ○ 地方公務員の職員数の純減の状況 ○ 給与のあり方 ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 ◇ 福利厚生事業のあり方	現在、7簡易水道と2飲料水供給施設の施設維持管理・会計管理を行っている。このうち、2簡易水道の維持管理に多大な労力が必要な状況であり、現実的には、他の職に従事している職員の応援を受けおり、現行の2,75人の職員体制が限界である事情がある。本町の新行財政改革プログラム(平成17年度～平成21年度)における定員削減計画(普通会計・公営企業等会計共総員対象)にて、事務事業の再編、統合、勧奨退職の推進による人員削減によって、平成17年度274人を平成22年度までに16人(▲5.8%)減、258人に削減する計画であり、平成19年4月1日現在243人(▲11.3%)となっている。急激な職員数の減少は、住民へのサービス低下につながる事が懸念されるなか、公営企業、特別会計等に従事する職員を含め、本町の定員適性化調査を、外部機関(民間事業者等)に委託するなどの方法を通して各事務事業における適性な定員数の客観的な指標値等の分析結果を受けながら、早期に、限られた人員の適性配置に考慮し、更に積極的に職員数削減策を進める計画である。 平成18年4月1日より国の基準に準じています。 調整手当の廃止・3.5%給与カット・管理職手当2%カット 該当者なし 退職時特別昇給については、定年退職者に対する退職時特別昇給は、廃止しているが、現在、職員数の削減へ繋がる早期退職の喚起策(H18.4対象年齢45歳に引き下げ済)並びに将来における人件費の抑制策として勧奨退職のみを対象し実施している。この制度についても、本町の財政事情や社会の情勢を鑑みながら、廃止の方向で見直す。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等 ○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	7簡易水道施設のうち、2簡易水道の施設の老朽化が著しく、修繕費等の経費が重なっていますが、維持経費の削減には施設の更新事業しかない状況です。財政当局とこの2施設の更新事業を協議していますが、町の財政も非常に緊迫した状況ですので、事業着手できないでいます。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への 引上げ、売却可能資産の処分等による歳入 の確保 ☐ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	現在7簡易水道と2飲料水供給施設がありますが、全て独立採算性を取っています。このため水道料金は全て異なっていますが、18年度決算では全て黒字となっています。このため1m3当りの水道料金が52.5円から241.5円までばらつきがあり、料金の値上げには地元住民の理解が必要ですが、町の方針として料金の統一が望ましいこともあり、低い水道料金のところから順次値上げしていく考えです。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開 の推進と行政評価の導入 ☐ 経営健全化や財務状況に関する情報公開 ☐ 行政評価の導入	☐ 経営健全化や財務状況に関する情報公開 吉野町ホームページで掲載 ☐ 行政評価の導入
5 その他	

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。
なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	現在7簡易水道と2飲料水供給施設がありますが、遠隔監視装置がついている近代的な施設は建設中の施設を含め4施設です。他の施設のうち、2施設は施設の老朽化が著しく、職員の手作業による施設管理がかなりのウエートを占め、上水道及び下水道の職員の応援を受け管理をしていますので、施設更新事業を行わない限り職員の削減は無理と考えています。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	経営と管理の合理化から簡易水道の統合事業計画はあり、町の財政当局と協議を重ねていますが、現在のところ事業着手は困難な状況です。また、料金制度については、9施設全て料金制度が異なりますので低い料金のところから順次引き上げていく予定です。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	一般会計からの繰入金は、建設中の繰入金を除くと起債の償還費に係る金額が、8割を占めている状況です。このうち6簡易水道では建設時に建設費用の総額の内、補助金を除く費用を町と地元が折半する方式で建設されているため、この6簡易水道に借入した起債の償還については町負担金の起債のため繰入金が必要不可欠な金額です。また、2飲料水供給施設に対して、多額の繰入金が発生していますが、水道料金が10m3 当り2,415円と高額で、人口の高齢が著しい村でこれ以上の料金の値上げは無理と判断されます。さらに施設更新中の施設も完了すると、この料金に準じる予定となっています。このことから人件費の繰入を削減したいのですが、施設の老朽化が著しい2簡易水道があるため、この施設の更新事業を行われない限り、繰入金の削減は不可能な状況です。
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除(見込)額）であり、Iの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 線上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:千円、%)

課 題	目 標 又 は 実 績	平成 1 4 年度 (計画前 5 年度) (決 算)	平成 1 5 年度 (計画前 4 年度) (決 算)	平成 1 6 年度 (計画前 3 年度) (決 算)	平成 1 7 年度 (計画前々年度) (決 算)	平成 1 8 年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前 5 年間 実 績	平成 1 9 年度 (計画初年度)	平成 2 0 年度 (計画第 2 年度)	平成 2 1 年度 (計画第 3 年度)	平成 2 2 年度 (計画第 4 年度)	平成 2 3 年度 (計画第 5 年度)	計画合計
【収入の確保】													
【課題②】	料金改定率												
	改善額（料金の適正化）※ 1							750	3,000	3,000	3,000	3,000	12,750
	未収金の徴収対策												
	改 善 額												
	一般会計負担金の額												
	改 善 額（負担金の確保等）												
	資産の有効活用												
	改 善 額（収入増額）												
	その他（ ）												
	改 善 額												
【経費の削減】													
改善額積算内訳	職員給与費の適正化												
	職員給与と費（退職手当以外）					15,450		16,200	16,362	17,124	17,295	17,467	
	改 善 額					560	560	588	593				1,181
	改善前給与と費					16,010		16,788	16,955				
	改善後給与と費					15,450		16,200	16,362				
	差引（改善額）					560		588	593				
	給与水準												
	改 善 額												
	その他（ ）												
	改 善 額												
	職員給与と費（退職手当）												
	【課題①】	職員数（人）	2	2	3	3	2.5		2.75	2.75	2.75	2.75	2.75
	増 減 数（人）												
	維持管理費等	1,002	1,932	1,097	1,300	1,000		700	0	0	0	0	
	改 善 額（適正化）							300	1,000	1,000	1,000	1,000	4,300
	工事コスト※ 2												
	改 善 額（縮減額）												
	その他（起債利息償還）												
	改 善 額												
	累積欠損金比率												
	増 減												
	企業債現在高	385,039	437,240	440,918	434,367	518,518		615,079	591,986	569,243	545,895	519,265	
	増 減												
計画前 5 年間改善額 合計							560				改 善 額 合 計		18,231
												（参考）補償金免除額	8,275

注 1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注 2 ※ 1「改善額（料金の適正化）」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

注 3 ※ 2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減（建設改良費の抑制は除く。）を記入すること。

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

3 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決 算)	平成15年度 (計画前4年度) (決 算)	平成16年度 (計画前3年度) (決 算)	平成17年度 (計画前々年度) (決 算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口 (人)	4,194	4,107	3,831	3,476	3,360	3,259	3,161	3,066	2,974	2,884
年間総有収水量 (㎡)	383,092	370,193	412,972	415,757	390,821	371,280	360,141	352,938	338,820	332,044
公称施設能力 (㎡/日)	2,630	2,630	2,637	2,572	2,572	2,572	2,572	2,572	2,572	2,572
1日最大配水量 (㎡/日)	2,392	2,411	2,509	2,525	2,373	2,300	2,200	2,200	2,100	2,100
最大稼働率 (%)	91%	92%	95%	98%	92%	89%	86%	86%	82%	82%
供給単価 (円/㎡)	177.30	181.63	180.98	183.57	179.84	173.11	184.11	185.05	199.36	210.40
給水原価 (円/㎡)	248.36	190.51	188.69	220.11	252.54	182.82	179.49	187.30	185.22	189.21

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

現在、7簡易水道と2飲料水供給事業がありますが、更新事業の計画がある2簡易水道のうち、1つは統合簡易水道にもう1つの簡易水道(吉野山)は上水に統合する計画をしていますが、町財政が非常に厳しい状況にあり、着工の目途がたっていません。

